

蕨市ふれあい交流宿泊費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふれあい交流協定を結ぶ群馬県片品村及び栃木県大田原市（以下「協定締結都市」という。）の歴史及び文化並びに豊かな自然と触れ合い、市民の健康の増進及び余暇活動の充実を図るために交付する、蕨市ふれあい交流宿泊費助成金（以下「助成金」という。）について、蕨市補助金等交付規則（平成4年蕨市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金を受けることができる者は、次条に規定する宿泊をした時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(対象となる宿泊)

第3条 助成金の対象となる宿泊は、協定締結都市に立地する旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項、第3項及び第4項に規定する施設での宿泊（宿泊費の支払いを伴うものに限る。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動、仕事上の出張等に伴う宿泊
- (2) 蕨市青少年野外活動奨励費支給要綱（平成11年蕨市教育委員会要綱第6号）第7条に規定する支給を受けた宿泊
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする宿泊

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、宿泊費の2分の1以内の額とし、1人1泊につき1,500円を限度とするものとする。ただし、1人につき1年度内2泊を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、施設に宿泊した日から1月以内に、蕨市ふれあい交流宿泊費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他の宿泊費を支払ったことを確認できる書類の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、蕨市ふれあい交流宿泊費助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けようとする者に対し、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付された助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。